

# ランヘル・コウト教授の経済法理論

中 川 和 彦

## 一

本稿はメキシコのランヘル・コウト教授が経済法に関して説かれているところを紹介し、若干の考察をしようとするものである。

筆者のメキシコの経済法学説に関する研究としては、本稿はクアドゥラ教授の経済法理論に関する小論に続く第二のものである。クアドゥラ教授の経済法理論について、実は二年ほど前に一文を草し、その冒頭で、筆者がメキシコの経済法学説を取上げる事情を明らかにしている。ところが、種々の事情から拙稿を収録する論文集<sup>1)</sup>の刊行がおくれ、その間に、ランヘル・コウト教授の経済法に関する著書が出版され、筆者はそれを入手した。そこで本稿で、叙述の都合上、多少の重複をいとわず、メキシコの経済法学説に筆者が関心をもっている事情をまづ明らかにしよう。これにより、筆者が、クアドゥラ教授に続いて、ランヘル・コウト教授の所説を取上げる意義を御理解いただけたらと思うからである。

(1) 『吉永栄助先生古稀記念 進展する商法・経済法』（中央経済社刊）本年夏までに刊行されるものと期待している。

## 二

経済法の観念は、ドイツからわが国に導入されて以来、五〇年以上経過しており、その観念はわが国の法律学に定着している。しかし、その意義については、周知の如く、種々の議論が行なわれている。もっとも、そのいずれの説をとる論者であっても、一致していることの一つは、経済法が資本主義の進展あるいは高度化現象という背景において、資本主義の矛盾ないし病理現象に対処するために誕生したことであろう。

この事情は、わが国に限られず、経済法概念の母国であるドイツ、また、近時、経済法の名の下に論議が行なわれるに至っているフランスにおいても共通するものであり、さらに、法系が異なるため、経済法の名称がまだ一般化していない英米においては、実質上、経済法に相当するものが存在していると理解されている。したがって、いわゆる先進資本主義諸国において、経済法の観念が普遍的存在であるということができよう。

しかし、経済法の観念が普遍的であるというがためには、さらに、論を進めて、経済の発達段階が十分ではない、いわゆる発展途上の諸国においても「経済法」か、あるいは、少なくとも、それに相当するものが存在しているであろうか、こういう疑問が筆者の念頭にあった。そして、こういう立場から、筆者は、大陸法系に属し、法制が比較的整備されているラテン・アメリカ諸国における状況の研究を進めて来た。そして、すでに、ラテン・アメリカの一部の国、具体的には、アルゼンチンおよびチリの二国では経済法の研究がかなりの程度で行なわれ、経済法の名を冠した書物あるいは研究誌が公刊されており、しかも、それら諸国における経済法が、ス

ペインの学者の研究を經由しているにせよ、ドイツの経済法の研究に触発されていることを明らかにしている。<sup>(1)</sup>

しかし、ラテン・アメリカの雄国の一つであるメキシコにおいては、経済法の体系的研究を試みる学者はないと言われ、筆者自身、かなりの文献を渉獵したにもかかわらず、二三の学者がその著作中で経済法に言及しているのが目につく程度であった。<sup>(2)</sup>しかし、メキシコが混合経済体制をとっていると見られているだけに、この状況は筆者には奇異に感じられ、いずれ、その国で経済法が問題とされるであろうと予期していたところ、数年前から経済法に関し注目すべき動きが認められるに至っている。

その一つは『経済法論集』<sup>(3)</sup>の発刊である。『経済法論集』(Estudios de Derecho Economico)はメキシコ国立自治大学の法律学研究所 (Instituto de Investigaciones Juridicas) から不定期に発行されている研究紀要で、一九七七年に第一号が発刊され、筆者は第三号まで入手した。<sup>(4)</sup>この経済法論集の編集を担当しているのがエークトル・クアドゥラ (Hector Cuadra) 教授で、同論集に、毎号、論文を発表しており、特に、創刊第一号の巻頭に「経済法に関する若干の考察」、第二号に「一九一七年以降のメキシコにおける経済法の変遷」という論文を執筆している。クアドゥラ教授の論文は、筆者の知る限り、メキシコで経済法の觀念に直正面から取組んだメキシコの学者の初の論稿であった。

次に、その二つは、『経済法論集』の創刊から三年おかれて、一九八〇年に、ランヘル・コウト教授の『経済法』が刊行されたことである。ランヘル・コウト教授の『経済法』は講義案ないし教科書として執筆されたもの<sup>(4)</sup>のようであるが、その中で、教授は経済法を先進資本主義国における経済法、発展途上国における経済法および社会主義国における経済法に類別され、その特色を述べられる。この点、経済法の普遍的性格を探求している筆

ランヘル・コウト教授の経済法理論

者にとり非常に興味をひかれる内容である。クアドゥラ教授の所論に次いで、ランヘル・コウト教授の所論を取上げるのはこういう事情からである。

(1) 中川和彦『ラテン・アメリカ商法』(2版)(千倉書房 一九七六年)一八五ページ以下参照。

(2) たゞきは、メンディエタ(Lucio Mendieta y Nuñez)氏の著書『社会法』(*El Derecho Social*, 2a. ed., 1967, México, D.F.)において社会法の一部としての経済法がなされ、経済的社会法という。また、スペインからの亡命商法学者であるロドリゲス(Joaquín Rodríguez Rodríguez)氏の著書『商法概説』第一卷(*Curso de Derecho Mercantil, Tomo I*, 12a. ed. revisada por José V. Rodríguez del Castillo, 1976, México)の中心で、商法の公共的社会的内容は経済法を介して実現されると言っている。

(3) この『経済法論集』の他に、近時、目に付いたのは、時を同じくして出版された、メキシコ国立自治大学のセーラ名誉教授の左の著書で、その第二巻の中で、同教授は、「国の経済組織」という章で(三〇五ページから三八二ページ)経済法を取上げている。

Andrés Serra Rojas, *Derecho Administrativo, Doctrina, Legislación y Jurisprudencia*, 2 tomos, 8a. ed., 1977, México.

(4) ランヘル・コウト教授がその著書『経済法』の序文の冒頭で叙述されているところでは、『経済法』の出版の二年前から(すなわち、一九七八年から)メキシコ国立自治大学法学部で経済法の講座が開設され、時をほぼ同じくして、他の諸大学でも経済法の講義が開設されている、という。

ランヘル・コウト、正確には、ウーゴ・ランヘル・コウト (Hugo Rangel Couto) 教授の経歴については、筆者は詳らかではない。筆者は、今のところ、後述する二冊の著書を手しており、その(1)のマヌエル・ユイレ・パラシオス (Manuel R. Palacios) の序文によれば、法学および経済学両者の学位 (リセンシアード——日本の修士に相当する) を得ており、また、(2)の自序によれば、大学、それも、文脈からすれば、メキシコ国立自治大学で経済学および経済法の講義を担当しているようである。

さて、筆者が入手しているランヘル・コウト教授の著書は左の二冊である。少しくどいようであるが、目次の大要もそれぞれについて記しておくことにする。

(1) *La Teoría Económica y el Derecho*, Tercera edición, 1980, México (Editorial Porrúa, S. A.), 275p.

- |   |         |    |            |
|---|---------|----|------------|
| 1 | 総説      | 10 | 技術とその対価    |
| 2 | 基本的経済概念 | 11 | 資本と利子      |
| 3 | 経済活動    | 12 | 企業(その一)    |
| 4 | 生産      | 13 | 企業(その二)    |
| 5 | 価格と市場   | 14 | 独占         |
| 6 | 需要と供給   | 15 | 貨幣の性格と機能   |
| 7 | 人口      | 16 | 銀行制度と貨幣の創出 |
| 8 | 労働と賃金   | 17 | 貨幣と経済過程    |
| 9 | 土地と地代   | 18 | 中央銀行       |

19	国家財政	24	国際貿易
20	国民所得の均衡	25	国際収支
21	経済変動	26	国際経済組織
22	国家と経済生活	27	経済開発
23	経済政策	28	メキシコのための民主的計画

(2) *El Derecho Económico*, 1980, Mexico (Editorial Porrúa, S. A.), 284p.

序

緒論

- 1 自由主義における国家の観念。国の介入をとまなう新経済政策。近代経済学の介入的性格。
- 2 法の新しい部門としてでなく、経済・社会発展を達成するための、新法秩序の焦点として理解される経済法。
- 3 経済法の一般的性格。その人文主義的・弾力的内容、およびその国内的・国際的性格、その社会変革のための手段としての性格。
- 4 工業国および社会主義諸国における経済法。
- 5 発展途上国における経済法。メキシコにおける経済法の歴史上の先例。一九一七年憲法に含まれる経済法の基本原理。
- 6 財政。国の社会経済的発展のための近代的手段としての財政政策。州の予算と国の予算。予算・会計・公

- 共費用法。公共債務法。租税優遇措置。
- 7 国の経済、社会発展のためのバンコ・デ・メヒコ。
  - 8 天然資源の合理的かつ公平の利用。
  - 9 工業振興政策。政府の立法上および行政措置。技術移転および外資の諸問題。経済に関する行政府の権能法。
  - 10 環境汚染。関係法令、行政措置。
  - 11 メキシコの貿易政策。その振興法。
  - 12 農民の都市への流出、都市への集中。
  - 13 食糧およびその消費。消費者保護。
  - 14 協同組合運動。
  - 15 住宅および福祉。
  - 16 社会保障。
  - 17 人的および文化的交流。観光の振興。
  - 18 メキシコにおける経済計画。

#### 四

一 以下、ランヘル・コウト教授の所論をその著書『経済法』を中心に検討する(カッコ内のページの表示は『経済

ランヘル・コウト教授の経済法理論

法』のページ数を示す)。

前述したように、『経済法』は教授の講義案ないし教科書として執筆されたもののようにであるが、本文中に、シャムポー (Champaud)、『ファルジャ (Farjat)』、サヴィ (Savy)、『サヴァティエ (Savater)』、『ローバデル (Laudadere)』、『ジャックマン (Jaquemini)』、『シュラン (Schrams)』などの学説が紹介されており、また、その他にも幾人かの名があげられてあり、フランス語およびイタリア語の文献を相当程度に参照しているようである。しかし、ランヘル・コウト教授自身も認めている経済法の母国であるドイツの学説については、ヘーデマンの名が見られる位で、しかも、ヘーデマンと経済法とのかかわりあいに関するランヘル・コウト教授の記述は、われわれが理解しているところとは相違する<sup>(2)</sup>。

他方、スペイン語国の文献については、先に取上げたクアドゥラ教授の論稿ではほぼ皆無であったのに対し、ランヘル・コウト教授は、スペインのマルティン・マテオとソーサ・ワグネルの共著『経済行政法』<sup>(3)</sup>、アルゼンチンのオリヴェーラの著書<sup>(4)</sup>、ブラジルで一九七七年に開催された経済法研究者集会<sup>(5)</sup>、ヴェネズエラのマルコス・カプラン (Marcos Kaplan) の著書<sup>(6)</sup>、チリのオレーゴ・ヴィイクーニヤの編集した『国際経済法論集』<sup>(6)</sup>、さらに、メキシコ国立自治大学の法学研究所の『経済法論集』<sup>(7)</sup>にまで言及する。筆者はこれら文献の多くをすでに入手しており、筆者自身の収集の程度からすれば、ランヘル・コウト教授のスペイン語圏の文献の数は必ずしも多くないし、重要な文献で参照されていないものもある。ラテン・アメリカ現地の出版情報あるいは文化交流の現状からすると、ランヘル・コウト教授の努力をもってしても、この程度なのであろうか。

二 ランヘル・コウト教授がその著書の冒頭で、経済法の観念について、英米、ドイツ、フランス、イタリア、



ベルギー、スペインと先進諸国の、次いで、アルゼンチン、ブラジル、ヴェネズエラ、チリ、メキシコとラテン・アメリカ諸国の状況を、前述したような学説にもふれながら展望を試みられる。その中で英米およびドイツに關して次のように叙述される。

まず、英米では、経済法の觀念が用いられていない。しかし、だからと言って、コモン・ロー諸国では、経済法の觀念を構成する法律現象に相当するものが認められないことを意味するものではない、と(七ページ)。

これに対して、ドイツでは、一九一一年にイエナで「経済と法」協会が設立されているが、その当時、考えられたのは法の変質を求める経済法ではなく、経済活動に適用される法規範の全体から成る「経済の法」であったという(七ページ)。

右の叙述に、そのきざしがみられるように、ランヘル・コウト教授は「経済法」を「その性格およびその規範の目的によりそうである経済法」と「この特殊な名称が時に適用される別の経済法」とが区別されるとするならば、教授が理解される「経済法」は右の二者のうちの前者にあたることとされ、そのような名称で呼ばれるより以前に「経済法」が誕生している。そして、逆に、この経済法の実質がないにもかかわらず、「経済法」と呼ばれているものもあり、メキシコの場合は前者であると教授は指摘される(九ページ)。すなわち、形式的に経済法という名称によるのではなく、名称のいかんを問わず、その実質により経済法の存在が確認されなければならないという考え方である。

三 ランヘル・コウト教授は、現在を左右の対立の時代と理解される。すなわち、一方において、国家とか法は支配・搾取の手段であり、社会変革の手段としての法の利用を試みるすべての考えを拒絶する、暴力と革命のみ

を想う左翼過激主義者があり、他方において、一切の変革を望まず、一時的の不当な特権を既得権として維持するための手段として法を考える右の過激主義者があり、両者が対立するとされる(一一ページ)。そして、これら両者の対立という混乱にあって、破壊につながらず、法律制度の継続を維持しながら、経済的效果と社会的正義を同時に達成するための有用な手段としての経済法が現われる、という(一二ページ)。

それでは、ランヘル・コウト教授のいわれる経済法とは何であろうか。教授はいくつかの角度から経済法を描かれる。

四 ランヘル・コウト教授はフランスのシャムポアの所説にしたがって、経済法を広義のそれ、狭義のそれに二分し、広義では、経済的性格の人間関係を規律する規範をいい、狭義では、国の経済への介入の規範の総体をいう(二三ページ)。そして、狭義説をとる字説のうちの若干のものは、介入の意図を限定づけ、経済発展の促進を求めるときに限るという(二三ページ)。

ランヘル・コウト教授は、この考え方に、さらに、発展途上国においては求められるのは、経済発展のみではなく、社会発展の促進も加えられるべきであるとされる(二三ページ)。そして、さらに、教授は、規範を性格により二分され、一つは、経済活動の有害な効果の緩和に役立つもの、二つは、固有の意味の経済発展を助成するものに区分し、前者は先進諸国に固有のものであるのに対し、後者は発展途上国にとり重要であるとされる。そして、これら両者の規範すべてが実体経済法(*el derecho economico positivo*)を構成することになる、という(一九ページ)。

五 ランヘル・コウト教授は、公法と私法を次のように区別される。教授によれば、自由国家(*el Estado liberal*)

においては、婚姻、売買、賃貸借などにみられるような個人の自治および合意の關係に関する法が私法であり、これに対し、課税、刑罰のような命令的あるいは服従の關係を規律するものが公法である(二七七ページ)。

そして、このような区分があるにもかかわらず、「自由な經濟生活のために義務的な枠を構成する若干の命令的規範を自由國家においても法は数に入れなければならない」(二七七ページ)。何故ならば、自由國家は當然に營業の自由を保障する。しかし、國家が企業者間の取引關係 (relaciones de intercambio) の限界を定めなかった場合、また國家が經濟生活への干渉を差控える場合、營業の自由の原則は強者により無制限に行使され、結果的には經濟生活から自発性と自由が排除され、企業者は同業者と同じことができなくなり、營業の自由は排除されることになる(二八七ページ)。

したがって、經濟における「公法の欠缺」(la ausencia del derecho público en la economía)が存続できるのは資本主義が個々の(individual)である間に限られる(二七七ページ)。たとえば、その頃の立法者は資本の集中 (la concentración capitalista)にまだ直面していなかった。そして、やがて、資本の集中が、國の介入、そして、その結果、經濟法の必要性を生ぜしめたのである(二八七ページ)。というのは、資本の集中により、競争が滅殺され、民間の經濟組織 (sociedades económicas privadas) が大きな力を獲得する。この大きな力というのは、市場における取引条件の変更を可能ならしめるような力であるが、こうなると、新しい法 (un derecho nuevo) の必要性が生ずる。何故ならば、大きな力を發揮するような企業を規律する私法は一般利益 (el interés general) を保障せず、經濟的公序 (el orden Público económico) の存在を危くするからである、とランヘル・コウト教授はいう(二八七ページ)。

ところが、こうして誕生する法は、既存の法体系における種々の部門に新しく追加される部門となるのではなく、実際には、あらゆる法のための新しい焦点 (*un nuevo enfoque*) であり、新しい原理をともなった前述のような目的をふきこまれた新しい法である、と教授はいう (二九ページ)。

このラウヘン・コウト教授の所説は経済法を法の新しい部門ではないというもので (二九ページ)、経済法は法の特別の部門として出現するものではなく、古典的な法のほとんどすべての部門において、「経済的なもの」 (*lo económico*) が発展して来たという特異性が示されるとする (二九ページ)。こうして、経済憲法、経済刑法、経済行政法が出現し、こうした状況の下で、経済法は、今日、法の諸問題を判断する方法として現われることになる (二九ページ)。

したがって、経済法は一つの法学教科 (*una disciplina jurídica*) として、すなわち、その教育、教授が一つの領域を構成する特別のかつ同種の規範の一体としての経済法の定義を求めることは誤りであるとランヘル・コウト教授はいう。そして、実際、経済法は未だ形成途上にあり、文明の需要に応える法秩序であると教授は付言される (三〇ページ)。

そして、教授は、経済法は経済的および社会的発展を達成するための新しい法秩序の集点であるといわれる (三〇ページ)。

六 こうした経済法の性格について、ランヘル・コウト教授は、経済法の法源の種類を列挙することから始められる。教授は、ラテン・アメリカの伝統的な考え方にしたがって、法源の種類として、慣習、成文法、判例および学説の四者をあげられる。これらのうち、法源性について議論がわかれるのは判例および学説であるが、それ

にもかかわらず、教授は、これら兩者について、その規範性の欠缺は、「社会の法的確信の形成に寄与する觀念上の枠から排除するに充りない」といわれる(三七七ページ)。すなわち、判例の変更または学説の新しい方向づけは、法の改正や慣習の変更と同様に、特定の場合における「法とは何か」についての確信を急激に変更する場合もありうるからであると教授はいう(三七七ページ)。

そして、学説は、法秩序の合理的要請や、法秩序を支え、統一性を与える諸原理を表現するものであるから、結果として重要な淵源となる。学説の重要性は経済法の発展における役割を考えるとなおさらであろう(三七七一ページ)。

そして、経済法の特色として、教授は、法令の豊富さ、弾力性、国内性と国際性(三九二ページ)、手段性(四〇ページ)をあげられ、規範を性格づけして、保守的なもの、弾力的なもの、および革命的なものの三者に類別し、メキシコ法はかつて保守的性格であったが、一九一〇年の革命以降は革命的であり、特にメキシコ経済法においてこれが顕著であると教授はいう(四二二ページ)。

すなわちこの新しい革命的な法は、救済の必要な不正で、残酷な社会経済的な状況に直面する。そして、その規範は、後に到達されるべき目標となる。そのいくつかは、今日、なお達成されていない。こうして、社会の発展、経済の発展がおくれているに對し、経済法は先行しているのみならず、メキシコ、また、世界に對して、社会的発展におけるもっとも弾力的な要素として発展している。こうして、法(Le Droit)は社会発展を構成する要素の一つであることは否定できないとランヘル・コウト教授はいう(四二二ページ)。そして、続けていう。メキシコでは、政治や経済は社会問題の解決にあたっては法の後塵を拝していると(四二二ページ)。

この革命的経済法の形成には、メキシコの農民、労働者および中産階級という現行の諸勢力の代表が大いに寄与しているが、この革命的経済法の誕生は、経済法の諸規範が実定法の中に編入され、機能させるように光をあてるための機会をメキシコの革命的法律家に与えたことになる、という(四二ページ)。そして、そのような目標に到達するためには、メキシコの現実では、社会経済的および政治的性格のその他の要件の履行も必要であることは言うまでもない、と付言される(四三ページ)。

七 さて、ランヘル・コウト教授は、目を転じて、経済法を国際的な面で取上げられる。教授は、先進工業国が経済面において作りあげた世界的な法律組織が先進工業国の一方的利益のものであると解され、発展途上国を、いわば附合契約 (contrato de adhesión) における従属的契約者の地位に位置づけて、世界的法律制度に包含されているとされる。したがって、このような状況においては、その天然資源の防衛、支配的国家との国際契約の要件における防衛が発展途上国の経済法の課題である旨指摘される(二八ページ)。

したがって、発展途上国における経済法は外国への経済的従属に対して反動としての社会的、国家主義的な側面にも留意していると教授はいう(二九ページ)。

これら発展途上国の後進性 (subdesarrollo) の特色の一つはその複雑さであって、それに法的、道徳的、経済的、技術的、社会的な要素の組合わせの結果であって、これら要素の濃淡の程度も異なり、また、相互に影響しあっている。たとえば、食糧不足、農業の未発達、低い国民所得、生活水準の低さ、弱体な製造業、外国への経済的従属、商業部門の肥大、旧弊な社会構造、不公正な法律制度、国民統合の不徹底、高度の失業率、低い教育水準、出生率の高さ、劣悪な衛生状態、後進的であることの自覚、等々、ランヘル・コウト教授は列挙される

(六五ページ)。

このような後進性から脱却すべく国の変質が試みられているが、その場合、法以外の手段も活用されるべきであり、法をもって魔術的な手段であるかのように過大評価することは誤りであり、種々の要素の協力が必要であると教授は指摘される(六六ページ)。当然のことである。

法が後進性からの脱却のための有用な手段の一つであるというがためには、右のような留保と前提が必要である。ともかく、そうすると、発展途上国における経済法は、先進諸国の経済法、あるいは社会主義諸国の経済法とは異なることになり、ランヘル・コウト教授は、国家主義的な、および社会的な意味をもつ第三の経済法が形成されていると説かれる(六六ページ)。

すなわち、前述したように、発展途上国は国際関係において弱者の立場にあり、外資の導入、技術の移転、借款の交渉、輸出入における価格の決定において、自衛しなければならぬ立場にあるからである。このような法律現象はラテン・アメリカも含めた、いわゆる第三世界においてきわだつて来ていると教授は述べられる(六六ページ)。

そして、教授は、このような意味における発展途上国の経済法について、メキシコはその先駆者であると主張され、一九世紀初頭のものメキシコの独立宣言(一八一〇年のイダルゴ布告)から始めて、いくつか政治的文章、旧憲法を列挙して、それらの中に、「経済法」が含まれており、特に、一九一七年の憲法は、一九一〇年から始まった革命の成果であつて、憲法を構成する諸規範は真の革命的な法であり、メキシコ人の大多数の社会的、経済的な願望を憲定法に具現化したものといふことができる、と教授は指摘される(七七ページ)。

ランメル・ロウアー教授の経済法理論

- (1) 列举すれば、Jeanneney, Rivero, Longo, Grosso, Minoli などである。
- (2) 後述の注(8)参照。
- (3) 筆者は同書の第二版を入手した。
- Ramón Martín Mateo y Francisco Sosa Wagner, *Derecho Administrativo Económico*, Segunda Edición, revisada y puesta al día, 1977, Madrid (Ediciones Pirámide, S. A.).
- (4) 筆者は同書を入手した。
- Julio H. Olivera, *Derecho Económico. Conceptos y problemas fundamentales*, 1954, Buenos Aires (Ediciones Arayú).
- (5) 筆者はフホンス・アイレンスのエステバン・コタレリ (Esteban Cotteli) 博士の御好意により、集会の記録を入手した。
- I Seminario de Profesores de Derecho Económico*, 1977, Belo Horizonte (Universidade Federal de Minas Gerais).
- (6) 同論集を筆者は入手した。
- Derecho Internacional Económico. II. Las nuevas estructuras del comercio internacional: Una perspectiva Latinoamericana*, Selección de de Francisco Orrego Vicuña, 1974, México (Fondo de Cultura Económica).
- (7) ランメル・ロウアー教授自身は『経済法論集』に投稿されたことがなく。
- (8) われわれの理解しているところによれば、一九一一年に設立された「法律と経済」協会 (Verein "Recht und Wirtschaft") の場所はライプニッツにある。



## 五

以上、ランヘル・コウト教授の所説を、経済法の観念、経済法の性格および発展途上国における経済法の三点にしほって紹介した。

次に、それを要約しながら、私見を一二述べて結びとする。

ランヘル・コウト教授は経済法を、経済・社会発展を達成するための新しい法秩序の焦点、あるいは、経済的効果と社会正義を同時に達成するための有用な手段として理解されているようである。このような考え方に対する批判は一応ぬきにして、ランヘル・コウト教授の考え方の特異性として二つあげることができよう。

一つは、経済法を法の新しい一つの部門としてとらえず、既存のあらゆる法にみられる「経済的なもの」としてとらえようとする点で、この点、教授の所説は、われわれの理解するところでは、世界観説ないし方法説に近いようである。また、場合によっては、集成説ともとれる叙述もある。世界観説は経済法の初期の考え方も言われるが、メキシコにおける経済法が、教授御自身も指摘されるように、形成過程にあるので、両者の事情を結びあわせると興味深い。

二つは、ランヘル・コウト教授が発展途上にあるメキシコの学者であるということ、教授のそのような立場が随所に投影している。たとえば、先進諸国の経済法と対照させて、発展途上国における経済法を強烈に意識し、それを明確に打ちだしていることである。

ランヘル・コウト教授の経済法理論

その反面、ランヘル・コウト教授の所論には、一一取りあげなかつたけれども、不満な箇所があることは否定しない。

ともあれ、近時、メキシコで、クアドゥラ教授の編集する『経済法論集』に始まってランヘル・コウト教授の『経済法』の刊行と、経済法が急激な展開をみせている。この動きに今後も注目したい。